

社会文教常任委員会

塩尻市水資源の保全に関する提言書

塩 尻 市 議 会

目 次

○ 社会文教常任委員会の政策提案について	1
○ はじめに	1
○ 経過	1
○ 政策提案に向けて	2
1 「水は公共性の高いもの」	2
2 「塩尻市公害防止条例」における規制方法の再検討	2
3 県条例「水資源保全地域」の申請	3
4 「塩尻市環境審議会」の積極的な活用	4
5 選ばれる市へ	4
○ 政策提案	5

【参考文献】

- ・ 内閣官房水循環政策本部事務局ホームページ「水循環基本法」
- ・ 長野県ホームページ「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」
- ・ アルプス地域地下水保全対策協議会「地下水の保全及びかん養に関する指針」
- ・ RILG 一般財団法人地方自治研究機構「水源地域保全条例」「地下水保全条例」

社会文教常任委員会による政策提案について

○はじめに

長期にわたる気候変動の状況のもと、最も危惧されるのが水資源です。今までは清浄な水をふんだんに享受できる我が国においては、水資源に対し格別の関心が払われませんでした。まして国内有数の分水界を持つ本市では、「飲料水・農業用水などの生活の要件としての水」、「工業、特に精密機械工業を支える清浄な水」の確保に対して配慮、努力をしなくても恩恵を当然のことに受けてきました。

しかしながら、近年、デジタル化が進む中での水需要の拡大を受け、国及び地方自治体の無防備な状況に乗り、人口の増大する近隣諸国の水需要の拡大を受けた「水資源」のほか「森林資源」、「農業資源」、さらには「観光資源」に至るまで、外国資本がそれらを投資対象とし、全国的に外国資本による土地買収の事案が報道されています。県内においても一部地域で現実のものとなっています。

一方で、豊富な水資源を自治体の貴重な「財産」と認識する近隣自治体においては、各自自治体の置かれている現状に沿ってすでに水資源保護のための条例整備が行われています。本市を含めた近隣自治体で構成する「アルプス地域地下水保全対策協議会」では、地下水の保全等で共通する目的のもとに取り組みが行われています。当該協議会では、外国資本による森林買収が議題として取り上げられ、喫緊の課題となっています。また、令和5年2月の中信四市市長懇談会では、水資源保護の強化のため「松本盆地流域水循環計画(仮称)」の策定が提案され、今後中信四市が協力して取り組むこととなっています。

本市では、良質な水を必要不可欠とする酒の醸造元が4社あり、セイコーエプソンに代表される精密機械工業はもちろん、部品などの洗浄に大量の水を必要とする様々な工業が営まれています。水資源保護はこうした産業振興のために重要な役割を担うばかりでなく、市民の生活の基盤を守るとともに、本市は上流域に位置することから下流域に暮らす人々に対する大きな社会的責任も担っていることも自覚しなければなりません。

水資源の保全に関しましては、水資源を貯える森林の存在(保全活動)は不可欠ではありますが、社会文教常任委員会では、このような観点から今回の政策提案では、「水環境の保全」に特化して、調査・研究に着手することとしました。

○経過

・国

国では、高度経済成長による公害問題から、昭和42年に「公害対策基本法」が制定された一方で、同時に地盤沈下についても深刻化していました。その後、地下水の保全管理に関する総合的法律の整備が検討されましたが頓挫してい

ます。このことから、各自治体では公害防止条例等の制定により自治体独自で地下水の保全管理を行う方針に移行していったとされています。

平成5年には、「公害対策基本法」の発展的な継承や、世界的な環境問題に関する方針を示すために「環境基本法」が制定されました。その流れを汲み健全な水循環を軸とする水行政の再編から、平成26年に「水循環基本法」が制定され、令和3年には地下水の保全に関する内容について改正が行われています。

- ・長野県

県では、平成25年に「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」が制定され、指定した「水資源保全地域」において土地取引等が行われる場合の事前届出制を設けられました。

- ・塩尻市

平成24年2月には、本市を含めた近隣自治体による「アルプス地域地下水保全対策協議会」が設立されました。平成31年2月には、当該協議会の「地下水の保全及びかん養に関する指針」において、地下水資源の保全から地域内の地下水の利用実態の把握に努めることが示されています。こうした経過から、本市では、令和2年4月に「塩尻市公害防止条例」を改正し、地下水取水の実態を把握するため、「地下水採取の届出」を義務付けしました。

政策提案に向けて

1 「水は公共性の高いもの」

先進的に地下水の保全の条例を制定した自治体や、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」、「アルプス地域地下水保全対策協議会」の指針、さらに国の「水循環基本法」の基本理念において、「水は公共性の高いもの」として位置付けられています。

また、「塩尻市環境基本条例」第7条（水環境の保全及び緑化の推進）、第20条（施策の推進体制の整備）にあるように、将来にわたって水の恩恵を享受するには、水が公共性の高いものであることを認識し、課題である水需要の拡大や目的の曖昧、不明な土地買収に危機感を持ち、必要な体制整備を進めることが求められます。そのためには、水を利用するすべての人の理解と協力が必要となります。

2 「塩尻市公害防止条例」における規制方法の再検討

県内の市町村で、水資源の保全のため、県の条例や市町村独自の条例を活用しながら規制を行っている自治体は全体の半数以上に上ります。本市では、「塩尻市公害防止条例」の改正により、地下水の取水が届出制になっています。しかし、

「塩尻市公害防止条例」には罰則規定はあるものの、今まで罰則の適用がないことから、条例の実効性を担保するためにも規制方法について検討する必要があります。

地下水は、各自治体の賦存量、依存率、需給見通しが異なることから、規制の基準も様々です。「安曇野市地下水の保全・涵かん養及び適正利用に関する条例」では、地下水の取水は届出を行い、市長との事前協議、関係住民等への説明会を行っています。また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」では、土地取引等において届出を行うのみですが、勧告に従わない場合は氏名等を公表することとしています、この方法は規制するうえにおいて有効であると考えます。

なお、各自治体の条例で設けている規制の多くは以下4つに分類にされます。

- (1) 地下水の採取に対する規制
- (2) 事業所立地や開発行為の規制
- (3) 有害物質の使用・排出の規制
- (4) 水資源周辺の土地取引の規制

(1)は、地下水の取水にあたって「首長の許可」、「対象地域の指定」、「許可基準の設定」、「違反者への取消・命令」、「罰則の適用」、「制裁として公表」、「事前協議や協定の締結」、「住民への説明会」などに分けられます。

(2)は、「千曲市生活環境保全条例」が例に挙げられます。

(3)は、「宮田村地下水保全条例」が例に挙げられます。

(4)は、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」が該当します。

3 県条例「水資源保全地域」の申請

「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」は、指定した「水資源保全地域」で土地取引等が行われる場合に、土地所有者（売買であれば売主）が契約締結日の3箇月前までに県へ届出を行うこととなっています。前項で述べたように、勧告に従わない場合は氏名等を公表します。「水資源保全地域」とは、水資源の保全が必要と認める区域（地表水、地下水）であり、市長村長からの申出によって知事が指定します。現在、本市で指定されている区域はありません。しかし、土地取引の規制や土地の動向を把握する上で有効な手段であることから、市長による「水資源保全地域」の申請が必要であると考えます。

本市には自己水源が12箇所あり、水道水別の取水量は地表水が約8割、地下水が約2割となっています。本市では、こうした地表水に分類された自己水源の数箇所を「水資源保全地域」の候補地として挙げています。生活環境課では、令和4年2月に「水資源保全地域」の指定状況に関する県の調査で、「関沢水源」「境沢水源」を挙げています。しかし、具体的な指定についてはこれからの検討課題とし、現在指定の見通しは未定との回答でした。そこで、具体的な検討が進められるよう、「塩尻市環境審議会」の積極的な活用が不可欠であると考えます。

4 「塩尻市環境審議会」の積極的な活用

「塩尻市環境基本条例」第21条により、本市では、環境の保全に関する重要事項を調査審議するために塩尻市環境審議会を置いています。審議会では、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができます。

なお、令和3年に改正した「水循環基本法」の条文を一部抜粋すると、「地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用を努めるものとする」との旨が記載されています。

複数の自治体では、地下水採取にあたり首長が保全地域等を指定する場合は、あらかじめ意見を聴く組織として「審議会」が活用されています。自治体によっては「審議会」の構成員は水資源に精通する者が担っている例もあります。

本市の「審議会」では、過去に塩尻市公害防止条例の一部改正に関して協議が行われています。今回、塩尻市公害防止条例については、本市の現状に合わせた規制方法の検討、また、水利用者へ規制をかけすぎない調整を行うこと、「水資源保全地域」の指定については、水源地の状況把握や指定基準について協議することが必要であります。また、有識者を講師として招くことや、取水を行う事業者から意見を求めることなど、多面的な視点で調査・研究を深め、活発な検討が行われることも必要であります。

5 選ばれる市へ

水資源の保全を推進する意義は、本市における諸課題の対策や環境維持だけではなく、アルプス地域地下水保全対策協議会にあるように、地域共通の財産を守ることも含まれます。そして、これらの取り組みを行った先の展望として、本市が時代に対応した「選ばれる市」になることも一つの意義ではないかと考えます。

地下水保全条例の先進事例である熊本県では、近年の半導体需要により県内に半導体工場の建設が進められています。熊本県は半導体工場の一大集積地とされていますが、その理由の一つは水質の高さにあります。もともとある広大で豊かな土地が清浄な水を生み出していますが、この環境を維持するためには、諸課題ごと検討を重ね、条例を整え、さらに水を利用するすべての人々による理解と協力が得られたためです。こうした取り組みの集大成は、生活する人々の命の水を守り、さらに時代のニーズに対応した事例であると言えます。

今後の水資源の保全にあたって、諸課題への対策は最優先されることではありますが、その先の取り組みが実を結び、本市が「選ばれる市」になることを期待します。

政策提案

以上のことから、社会文教常任委員会では、水資源の保全に関する事項に関して、次のとおり提案いたします。

- 1 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」の規定による「水資源保全地域」の指定に向け、その候補地の検討にあたっては水源地の状況把握、指定基準について「塩尻市環境審議会」で積極的に協議すること。
- 2 塩尻市における水環境の保全のため、塩尻市公害防止条例を本市の現状に合わせた実効性のあるものとするよう検討し、水利用に関する規制には十分留意すること。

令和5年3月17日

塩尻市長 百瀬 敬 様

塩尻市議会

議 長 牧 野 直 樹

社会文教常任委員会

委 員 長 小 澤 彰 一

副委員長 樋 口 千代子

委 員 永 田 公 由

委 員 古 畑 秀 夫

委 員 山 口 恵 子

委 員 西 條 富 雄

委 員 山 崎 油美子

委 員 上 條 元 康

委 員 石 井 勉